

「防人と歩む会」会則

(名称及び事務所)

第1条

本会の名称を“防人と歩む会”とし、事務所を東京都練馬区光が丘二丁目10番5号1403に置く。

(目的及び事業)

第2条

本会は、国民の国防意識の高揚をはかることを目的とし、防衛、安全保障に関する学習、啓発、情報発信、部隊研修等の活動を通じて、現代の防人たる自衛隊及び自衛官を応援し、その任務遂行に当って支障なきように民間の立場から協力することにより我国の防衛力強化の一翼を担うことを目指す。

(会員)

第3条

本会の会員は、次の3種類とし、会員毎にメールアドレスを登録するものとする。

(1) 個人会員

本会の目的に賛同し、本会の目的達成のために積極的に行動する個人を言う。

(2) 家族会員

個人会員の親族であり、かつ個人会員と同様に本会の目的達成のため行動する者を言う。

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同し、本会の目的達成を支援する企業、団体、組織等の法人を言う。なお、代表者一名を代表会員として登録するものとする。

(入会)

第4条

- (1) 本会に入会を希望する者は、入会申込書（書面又はメール）を事務局に提出するものとする。
- (2) 入会は、事務局が受理した入会申込書を理事会にて審議する。入会の可否について決定した後、申込者にその結果を通知するものとし、当該結果を通知した日から会員となる。
- (3) 入会可否の結果は、会員が入会時に登録したメールアドレスに対して事務局からのメールをもって通知する。また、会員資格は退会の申し出がない限り継続する。

(新規入会時における会費の取扱い)

第5条

- (1) 第4条の規定により、本会に入会した会員は、入会金及び年会費を支払うものとする。
- (2) 入会金は、個人会員及び家族会員は1千円、賛助会員は1万円とする。

(3) 入会初年度の年会費は、入会した月に応じて以下の表に示す年会費を支払うものとする。なお、本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人会員	5000	4600	4200	3800	3400	3000	2600	2200	1800	1400	1000	600
家族会員	1000	920	840	760	680	600	520	440	360	280	200	120
賛助会員	50000	46000	42000	38000	34000	30000	26000	22000	18000	14000	10000	6000

(4) 講演会参加会費、各種行事の参加費等は別途定める。

(退会)

第6条

次の事項に該当する時は、退会したものとみなす。退会日は、事務局から本人に対してメールにて通知した日とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 会費の未納が一年以上にわたるとき
- (3) 理事会において退会が議決されたとき

(退会における会費の取扱い)

第7条

- (1) 本会から退会する会員の会費は、既に納入された会費については返還しないものとする。
- (2) 未納会費のある会員については、本会所定の口座に、退会時の前日の属する月分まで会費を納入（振込み）するものとする。

(会員の懲戒)

第8条

- (1) 会の名誉を著しく傷つけた場合又は会の運営に支障を来たす行為を為したと判断される場合は理事会に諮った上会員を次に示す懲戒処分に出来る。

d

(会員の特典)

第9条

- (1) 個人会員及び家族会員

- 本会主催の講演会、イベントなどの行事に会員価格にて招待する。
- 当会の主催する行事に、会員募集の一環として会員の知人、親族等を見学させることができる。この際、理事に対して事前に了解を得るものとする。

- (2) 賛助会員

上記に加え講演会、イベントには代表会員のほか、10名まで参加できる。

(会費の支出)

第10条

会員が拠出した会費は以下の支出に充当する。

- (1) 会員募集活動、役員等の活動等会の運営に必要な活動
- (2) 月例講演会、イベント等の行事の開催費、行事主催者への謝礼、講師謝礼等
- (3) 各種会団体への寄附。
- (4) 謝礼等の額及び会運営のための出費は別途定める。

(役員)

第11条

理事、顧問及び監査役をもって当会の役員を構成する。

(理事)

第12条

(1) 本会運営のために次の理事を置く。理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 会長 1名
- 副会長 1名 (必要に応じておくことができる。)
- 理事長 1名
- 副理事長 若干名
- 理事 若干名
- 会計 1名

(2) 会長は会を代表し会を統括する。必要に応じて理事長・理事に助言又は指示を行う。

(3) 副会長は会長を補佐し会長に支障ある時これに代わる。

(4) 理事長は会の実務を統括する。

(5) 副理事長は理事長を補佐し理事長支障ある時これに代わる。

(6) 会長は理事の中から会計その他必要に応じて担当を決めることができる。

(7) 理事の選出は理事会にて審議し、任命は総会にて決議することを原則とする。

これによらない理事の任命、解任は理事会をもって審議及び任命するものとする。

また、理事長は必要により理事候補者を指名して、理事会の活動に参加させることができる。

(顧問及び監査役)

第13条

(1) 当会に顧問及び監査役を若干名置く。

(2) 顧問は、本会の活動に対する助言、支援等を行う。

(3) 監査役は会の業務及び財産の状況を監査する。

(4) 顧問及び監査役の選出は理事会にて審議し、任命は総会にて決議する。

(5) 顧問及び監査役の任期は2年とするが再任を妨げない。

(総会)

第14条

(1) 総会は本会の最高意思決定機関で会員を以て構成し、年一回4月に開催するものとする。

但し必要に応じて臨時に招集できる。招集は会長がこれを行う。開催については、ウェブサイト及びメールにて周知するものとする

(2) 報告

会員に対して、前年度の活動報告、会計報告、監査報告を行うものとする。

(3) 決議事項

会員に対して、次年度の活動計画、予算案、人事案、会則の改訂等の審議及び決定を行う。

(4) 決議事項は出席者（被委任者を含む）の過半数の賛成により可決される。

(5) 会の運営に必要な事項として総会における決定事項を変更、更新又は具体化する場合は、その都度理事会で審議し決定するものとする。

(理事会)

第15条

(1) 理事会は、会の運営状況、活動計画等を会長に報告するとともに所要の指示を仰ぐものとする。

(2) 原則として月1回開催する。理事長は必要に応じて臨時理事会を招集できる。

(3) 理事会は第11条に示す会長、理事長及び理事を以て構成する。

(4) 理事会は以下の事項について所掌するものとする。

- 総会決議案の審議及び決定
- 講演会、研修旅行イベントなどの計画案の審議及び決定
- 総会によらない理事の任命及び解任
- 会員の懲戒処分の審議・決定

(5) 決議事項は出席者の過半数の賛成により可決される。この際、出席が困難な理事に関しては事前に議案の提示及び確認を行うとともに、議案事項に関して委任等の処置を行うものとする。

(事務局)

第16条

(1) 本会の事務を処理するために事務局を置く。

理事長は理事の中から事務局長、必要により副事務局長を任命する。副事務局長は事務局長を補佐し事務局長に支障がある場合これに代わる。

(2) 事務局はウェブサイトを開設し、各種行事参加手続き、会の活動等について広報するとともに、メール等により会員に対して必要な連絡等を実施する。

(その他)

第17条

- (1) 本会則は、全会員に対して適用されるものとする。また、当会の活動に参加する会員以外の者については本会則を準用するものとする。
- (2) 本会則に定めがない事項については、理事長が招集する理事会に諮って、出席理事の過半数の同意を得て理事長が決する。この際、出席が困難な理事に関しては事前に議案の提示及び確認を行うとともに、議案事項に関して委任等の処置を行うものとする。

(附則)

本会則は平成25年3月16日より施行する

改訂履歴

平成26年 4月19日 改訂
平成27年 4月18日 改訂
平成27年 6月19日 改訂
平成27年11月30日 改訂
平成28年 6月21日 改訂
平成30年 4月21日 改訂
令和 2年 4月25日 改訂
令和 3年 4月24日 改訂
令和 4年 4月24日 改訂
令和 5年 4月22日 改訂

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。